

宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務（単価契約）に係る
企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案内容を提示し、かつ優れた能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務

(2) 業務の目的

本県では、メンタルヘルスに関する不調を抱え、病気休職となる（以下「休職」という。）職員が増加傾向にあり、その対策が急務となっている。また、休職職員が行う職場復帰のための復帰訓練（以下「復帰訓練」という。）中の訓練中止や復職後に再度休職する職員が一定数いることも課題となっている。

以上の課題の解決に向けた取組として、従来への対応に加え、復帰訓練の前段階としてリワークプログラムを導入することで、休職職員の円滑な職場復帰を目指すとともに、再休職を予防することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務企画提案に係る仕様書」（以下単に「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 委託上限額

金4,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 応募資格

以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争の参加者の資格）の規定に該当しない者。

(2) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない者。

(4) 都道府県税を完納している者

- (5) 消費税及び地方消費税を完納している者
- (6) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する者。

4 スケジュール（予定を含む。）

内 容	期 間
(1) 企画提案募集開始	令和8年4月16日（木）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付	令和8年4月16日（木）から 令和8年4月22日（水）正午まで
(3) 企画提案書作成等に関する質問回答期限	令和8年4月24日（金）
(4) 企画提案参加申込期限	令和8年5月7日（木）
(5) 企画提案書提出期限	令和8年5月12日（火）午後3時必着
(6) 企画提案書の書類審査 （3者を超える場合に限る）	令和8年5月13日（水）
(7) 書類審査の結果発表 （3者を超える場合に限る）	令和8年5月14日（木）
(8) 企画提案のプレゼンテーションの実施	令和8年5月21日（木）
(9) 選定結果の通知及び公表	令和8年5月25日（月）
(10) 業務委託契約の締結	令和8年5月下旬

5 応募手続

(1) 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和8年4月16日（木）から宮城県出納局契約課及び宮城県教育庁福利課のホームページ上で公告する。

(2) 募集要領等への質問

募集要領等に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うこととする。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

ア 受付期限

令和8年4月22日（水）正午 必着

イ 提出方法

(ア) 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

なお、メール到達後、県から質問者に対し、1開庁日以内に受付完了した旨を返信するが、返信がない場合は不具合等により未達となっている可能性があるため、以下の番号へ電話し、到達を確認すること。

電 話：022-211-3675

(イ) 件名及び電子メールアドレスは、次のとおりとする。

a 件 名

【事業者名】宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務に係る質問書

b 電子メールアドレス：hukurf@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県教育庁福利課福利健康班)

(ウ) 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対しては回答しない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月24日(金)までに宮城県教育庁福利課ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ電子メールで回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(3) 企画提案参加申込

ア 提出書類

参加申込書(様式第2号) 1部

イ 提出期限

令和8年5月7日(木) 必着

ウ 提出方法

(ア) 持参

受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送

封筒に「企画提案参加申込書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。

(ウ) 電子メール

件名及び電子メールアドレスは、次のとおりとする。

なお、メール到達後、県から質問者に対し、1開庁日以内に受付完了した旨を返信するが、返信がない場合は不具合等により未達となっている可能性があるため、以下の番号へ電話し、到達を確認すること。

電話：022-211-3675

a 件名

【事業者名】宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務に係る企画提案参加申込書

b 電子メールアドレス：hukurf@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県教育庁福利課福利健康班)

エ 提出先

宮城県教育庁福利課福利健康班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎15階

オ 留意事項

参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 宣誓書(様式第3号) 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 8部及び電子媒体1部

企画提案書はA4判、両面印刷でページ番号を付し、本募集要領及び仕様書の内容を十分踏まえた上で提案内容を簡潔かつわかりやすくまとめたものとし、ページ数は最大40ページまで（参考資料等の添付資料を含む。）とする。

電子媒体は企画提案書一式のPDFデータを記録したCD-R又はDVD-Rで提出すること。

(ウ) 見積書（任意様式） 8部

見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要な全ての経費を記載することとし、消費税及び地方消費税の金額を算出の上、合計金額を記載すること。

イ 提出期限

令和8年5月12日（火）午後3時必着

ウ 提出方法

(ア) 持参

5（3）ウ（ア）と同様とする。

(イ) 郵送

封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。

エ 提出先

宮城県教育庁福利課福利健康班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎15階

オ 企画提案提出に際しての留意事項

(ア) 作成に当たっては、「宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務に係る企画提案書作成要領」によること。

(イ) 提出された資料は、返却しない。

(ウ) 提出された書類は、提出後の差替え、変更及び取消しは一切認めない。

(エ) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(オ) 次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

a 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

b 本募集要領に従っていない場合

c 6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

d 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

e 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

f 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は95条（錯誤）に該当する提案である場合

カ その他

(ア) 企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出す

ること。

(イ) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

(ウ) 企画提案書の再提出は認めない。

(エ) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について県から説明を求めることがある。

6 委託候補者の決定方法

(1) 審査

県が設置する「宮城県教育委員会教職員における休職者復職個別支援業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、事前に提出された企画提案書と提案者におけるプレゼンテーションを基にあらかじめ定めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、最も評価点（各委員の平均点）の高い提案者を委託契約候補として選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査を実施し、上位3者を選定することがある。

(2) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で通知するとともに、本県公式ウェブサイトにおいて、委託契約候補者を公表する。

なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

7 審査日時等

(1) 書類審査

ア 日時（予定）

令和8年5月13日（水）

イ 審査の方法

応募のあった企画提案書について選定委員会において審査し、提案者の中から上位3者を選定する。

ウ 審査結果の通知日（予定）

令和8年5月14日（木）

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時（予定）

令和8年5月21日（木）

※ 参集時間については、本プロポーザル参加者に別途通知する。

イ 場所（予定）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県行政庁舎内

ウ 方法

(ア) プレゼンテーション審査への出席は3人以内とする。

- (イ) プレゼンテーション審査においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- (ウ) プレゼンテーション審査におけるプレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後の質疑応答についても10分程度で実施する。
- (エ) 応募者は、提出した企画提案書に基づいて提案内容の説明を行うものとし、当日の追加資料の配布は認めない。

エ 審査基準

審査における評価項目及び配点は別紙「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

8 契約の締結

(1) 契約手続

発注者は、委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積り合せを行い、本業務を委託するものとする。

(2) 契約方法

本業務は、あらかじめ数量を確定することができない役務であるため、当該役務の単価を定め、一定期間内の調達数量に応じた金額を支払う契約（単価契約）とする。

(3) 業務委託仕様書

契約時における仕様は、仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(4) 委託料の支払条件

委託料の支払条件については、発注者と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(5) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 その他

- (1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）の法定計量単位によるものとする。
- (2) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要があると認めるときは、提案書を無償で使用することができるものとする。
- (3) 上記3の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。
- (4) 選定されなかった提案者の企画提案書等にかかる著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条

例第10号)等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

- (7) プレゼンテーションに用いるプロジェクターは県で用意するものとし、接続端子はHDMI端子である。プロジェクターを利用する場合、パソコン、ケーブル等は応募者が用意すること。